

休日保育実施要綱

社会福祉法人福振会 津志田こども園

(目的)

第1 休日保育をすることにより、乳幼児及びその家庭の福祉増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)休日とは、次に掲げる日をいう。

ア 日曜日(12月31日から翌年1月3日までの間にある日曜日を除く。)

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日、その日が日曜日に当たるときは、1月2日を除く。)

(2)休日保育とは、休日に保育の必要性のある児童を当園において保育を行うこと。

(3)当該実施要項における児童とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条による保育を必要とする子どもをいう。

(対象児童)

第3 休日保育等の対象となる児童は、休日保育において盛岡市保育の実施に関する条例(昭和62年条例第8号)第2条に規定する保育の実施基準を満たすものとする。

(1)当園及び市内の保育所、認定こども園に入所している児童

(2)休日において保育の必要性がある家庭の児童と市役所が判断したもの

(3)受入れ児童は、生後3か月から就学前までの児童とする。

(休日保育開設日)

第4 休日保育開設日は、次に定める日とする。

日曜日、祝日、12月29日及び30日。但し日曜日については隔週で実施する。

原則として12月31日、1月1日、1月2日、1月3日は保育を実施しない。

休日保育時間 8時15分 ～ 17時45分

(利用の申込み)

第5 休日保育を希望する児童の保護者は、事前(原則として6日前)に休日利用申込書(様式第1号)を当園の園長に提出するものとする。

なお、初回及び毎月最初に利用する日までに、在籍確認書または休日利用確定書を提出しなければならない。(在籍確認書は現在入所している保育園や認定こども園、休日利用確定書は市役所子ども未来部子育てあんしん課で発行します。)

2 園長は、休日保育等の申込みがあったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、その結果を休日保育等承認(不承認)通知書により、当該申込者に通知するものとする。

(利用中止の届出)

第6 承認通知を受けたものが休日保育の利用を中止または休止しようとしたときは、速やかに次の書類により、当園の園長に届け出なければならない。

(1)承認通知書に記載されている休日保育等の利用日の全部について利用しないときは、休日利用等利用中止届。

(2)承認通知書に記載されている休日保育等の利用の一部について利用しないときは、

休日保育等利用休止届。

2 園長は、前項の第1号の届け出があった場合は、休日保育等の承認を取り消し、その旨を当該届出者に文書(休日保育等承認取消通知書)で通知しなければならない、

(費用の負担)

第7 休日に就労する保護者は、無料とする。就労以外の休日保育を利用する場合は、一時預かり保育として有料とする。利用料は一時預かり保育料と同額とする。